

兵庫県公報

平成26年2月10日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（復興支援課）	1
○ 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（しごと支援課）	2
○ 農業構造改革支援基金条例（農業経営課）	3

公布された法令のあらまし

●兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例（条例第1号）

より多くの被災者の生活基盤の早期回復を促し、被災地域の早期再生を図るため、住宅又はマンションが自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても共済給付金を給付することができるよう制度を拡充することとし、所要の整備を行うこととした。

●緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、事業者による労働者の処遇改善の取組を支援するための事業を実施することとし、同交付金を活用して積み立てた緊急雇用就業機会創出基金の処分に係る規定等について所要の整備を行うこととした。
- 2 国のふるさと雇用再生特別交付金の制度が終了したことに伴い、同交付金を活用して設置したふるさと雇用再生基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

●農業構造改革支援基金条例（条例第3号）

農用地の集積による農業経営の規模の拡大及び耕作の事業に供される農用地の集団化による農用地の利用の効率化を支援する事業その他の農業構造の改革を支援する事業の資金に充てるため、農業構造改革支援基金を設置することとした。

条 例

兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年2月10日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

兵庫県住宅再建共済制度条例の一部を改正する条例

兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項の申込み」を「第1項の申込み又は前項の申出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の加入の申込み（前条第1項又は第2項の加入に係るものに限る。）をする者は、加入に係る住宅又はマンションが自然災害により一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。以下同じ。）の被害を受けた場合についても共済制度の対象とするよう申し出ることができるものとする。

第6条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 4 前条第2項の申出をするときにおける前項の共済負担金の額は、同項本文の規定による額に、マンション1棟につき250円に当該マンションに係る各住宅部分の数を乗じて得た額を加算した額（以下この項において「共済負担金年額」という。）とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、前項ただし書の規定による額に、マンション1棟につき25円に当該マンションに係る各住宅部分の数を乗じて得た額に加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額を加算した額（その額が共済負担金年額を

超えるときは、共済負担金年額) とする。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前条第2項の申出をするときにおける前項の共済負担金の額は、同項本文の規定による額に、住宅1戸につき500円を加算した額(以下この項において「共済負担金年額」という。)とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、前項ただし書の規定による額に、住宅1戸につき50円に加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額を加算した額(その額が共済負担金年額を超えるときは、共済負担金年額) とする。

第9条第2項中「前項の表の1」を「第1項の表の1又は前項の表の1」に、「同表の規定」を「第1項の表又は前項の表の規定」に、「同表の右欄」を「第1項の表の右欄又は前項の表の右欄」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 対象住宅(第5条第2項の申出に係る対象住宅に限る。以下この項において同じ。)が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、一部損壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、当該対象住宅に係る住宅所有者又は住宅所有者であった者に対し、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の共済給付金を給付する。

区 分	給付額
1 対象住宅に代わるものとして新たな住宅の建築若しくは購入をしたとき、又は対象住宅の補修をしたとき。	25万円
2 1以外の場合で、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなったとき。	10万円

第9条の2第3項中「第1項の表の1」の右に「又は第2項の表の1」を加え、「同表の規定」を「第1項の表又は第2項の表の規定」に、「同表の中欄」を「第1項の表の中欄又は第2項の表の中欄」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 対象マンション(第5条第2項の申出に係る対象マンションに限る。以下この項において同じ。)が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、一部損壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額の共済給付金を、同表の右欄に掲げるものに対して給付する。

区 分	給付額	給付対象者等
1 対象マンションに代わるものとして、新たなマンションの建築がされたとき。	12万5千円に新たなマンションの各住宅部分の数(その数が算定基礎戸数を超えるときは、当該算定基礎戸数)を乗じて得た額	対象マンションの建替団体
2 対象マンションの補修がされたとき。	12万5千円に算定基礎戸数を乗じて得た額	対象マンションの管理者等

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。



緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第2号

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例

緊急雇用就業機会創出基金等設置条例(平成21年兵庫県条例第2号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例

別表緊急雇用就業機会創出基金の項中「緊急雇用就業機会創出基金」を「緊急雇用就業機会創出等事業基金」に改め、「生活を支援するための事業」の右に「、事業者による労働者の処遇改善の取組を支援するための事業」を加え、同表ふるさと雇用再生基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成26年2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第3号

農業構造改革支援基金条例

(設置)

第1条 県は、農用地の集積による農業経営の規模の拡大及び耕作の事業に供される農用地の集団化による農用地の利用の効率化を支援する事業その他の農業構造の改革を支援する事業（以下「農業構造改革支援事業」という。）の資金に充てるため、農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、農業構造改革支援事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分の特例)

- 2 基金は、第4条の規定にかかわらず、農業構造改革支援事業に係る補助金を国に返還するための財源に充てるため、処分することができる。